（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十三条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「四十年」を「四十五年」に改め、同項第三号中「四十年」を「四十三年」に改める。

第八十二条中「四十年」を「四十五年」に改める。

附則に次の一項を加える。

（所有者不明土地に関する措置）

5　政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県又は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（半島振興法の一部改正）

第十四条　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、沖縄振興計画」を削る。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十五条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第十六条　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四条第一項に規定する沖縄振興計画」を「第三条の二第一項の沖縄振興基本方針」に、「平成十四年度」を「平成二十四年度」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十七条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五　沖縄振興特別措置法第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条のうち、内閣府設置法附則第三条の改正規定中「、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め」を削り、同法附則第五条の改正規定中「改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に」を削る。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十九条　福島復興再生特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

附則第十条の次に次の一条を加える。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十条の二　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四条第五項に次の一号を加える。

七　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

附則第十五条を次のように改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（防衛省設置法の一部改正）

第二十条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間の項を次のように改める。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条の規定が効力を有する間	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十一条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項を削る。

附則第三条の表平成二十四年三月三十一日までの間の項を削る。

附則第四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号を次のように改める。

二　削除

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	沖縄特例通訳案内士に関すること。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀